

広池千九郎博士と西洋

川窪啓資

目次

- 一、はじめに
- 二、青少年期における洋学との出会い
- 三、東洋学者としての洋学
- 四、モラロジー創建のための洋学
- 五、広池博士と西洋との係わり方

一、はじめに

広池千九郎博士が博搜の漢学者であり、国学者であることは、従来からよく知られているところである。しかし博士と洋学との関係については、これまでまともに論ぜられたことは無いのではなからうか。博士の和漢の学殖がいかにか鬱然たるものがあるうとも、モラロジーを樹立するためには、洋学の助けがなければ出来なかつたであらう。

本稿では、第一に博士と洋学との関係を伝記的に辿り、第二に博士が西洋のいかなる面を受容し、また受容しな

かったかを分析し、且つその理由を明らかにし、第三にモラロジーの提示しているものが、西洋の文化的挑戦に対して東洋が応戦して生じた一つの創造の焔であることを述べる。最後にその「創造の焔」は、日本そして東洋の精神的伝統に立ちつゝも未来に向つて開かれた世界性を冀求している焔であることを、文明論的立場から論ずる。それでは先ず、広池博士がどのように西洋に、そして西洋の学問に接していったか、幼少のときから死までを実証的に辿ってみよう。

二、青少年期における洋学との出会い——明治十二年(十三歳)〜明治二十六年(二十七歳)——

私は以前、広池博士のように進取の気性に富んだ方が、何故当時ハイカラと思われていた洋学を専攻されないで、国学や漢学の方を自己の専門とされたのか疑問に思ったことがある。これから洋学という観点から、博士修学期の教育環境を検討してみよう。

広池千九郎は慶応二年(一八六六年)三月二十九日、父広池半六、母里夏の長男として、大分県下毛郡鶴居村大字永添字八並二三番地に生まれた。家は農家であつたが、代々神道の信仰を持ち、また父君は浄土真宗の篤信者であつた。博士誕生の年は明治維新の二年前で、また誕生の十三年前の嘉永六年(一八五三年)には、米提督ペリが浦賀に四隻の黒船を率いて来航している。日本が西欧の衝撃を受けて鎖国から開国へ大きく変わらんとする頃であつた。同時代の文化人として、五歳年長に内村鑑三(一八六一―一九三〇)、四歳年長に新渡戸稻造(一八六一―一九三三)と森鷗外(一八六一―一九三三)、一歳年長に白鳥庫吉(一八六五―一九四二)、一歳年下に夏目漱石(一八六七―一九一六)などがある。

後年の大学者広池博士は、いつから文字を習われたであろうか。年譜を見ると、明治八年(一八七五)二月上旬永添小学校に入る、とある。博士八歳十か月余の時である。それより以前に文字を習われたかどうかについては、博士伝記の研究者や史料にあたつたが、不詳である。残された史料で最も早くまで遡のべれるのは、八歳十か月である。もしそうなら、現在の学制でいうと小学校三年生のときから文字を習われたことになる。しかし当時の社会状況から云うと、特に博士の就学が遅いというわけでもないかも知れない。明治五年八月に太政官布告として出された「学事奨励に関する仰せ出され書」に「一般ノ人民華土族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期」すとある。明治六年ごろから小学校の数も増加し、公立八〇〇〇、私立四五〇〇に及び、児童就学率男子四十六パーセント、女子十七パーセントに及んだ。とこのことを、ここで想起する必要がある。ただ、後年、学問の道に進まれた方としては、人生の初めの知的環境としては、決して恵まれた方ではないと言えるであろう。博士の偉大さは、一つ一つ不利な状況を克服していったところにある。さて本項は博士と洋学の出会いを述べるのが主目的であるが、それに入る前に、博士の青少年時代であつた明治の前半の洋学熱について一言しておくのも無駄ではあるまい。

明治政府は欧米列強に伍し、独立を維持していくためには攘夷の道をとるのではなく、相手の長所を学んでいこうとする欧化政策を採つた。そのためには西洋の言語、特に英語を学び、新知識を日本に導入することが必要であつた。当時最高の知識人と考えられた人々の中には、日本が西洋より遅れたのは、学習に時間のかかる漢字があつたためであるから、漢字、漢文を捨てよ、とか、ローマ字で日本語を書け、とか、さらに極端な場合は、不完全な日本語は廃止して、英語を国語にせよ、と説く人々もいた。(第二次大戦直後、敗戦で打ちひしがれた日本で、これと同じ意見を述べた人々もいたが、一九八〇年代の日本、中国、韓国など旧儒教文明圏の経済的躍進の秘密は、漢字とか、儒教倫理のおかげであるという説も出されるようになった。歴史というのは面白いものである。)さて、その主な

人々を左に記すと、

森有礼「英語為邦語之論」。「英語を日本の国語として採用する必要がある」という意見で、初代のアメリカ公使としてワシントンに駐在していた森有礼(一八四七—一八八九)が、明治五年五月二十一日、有名な言語学者であり、エール大学教授でもあったホイットニー(W.D. Whitney)に宛てた手紙。森のこの意見に對して、ホイットニーは反対している。森有礼も後には説を改め、「邦語教育」に傾いていたという。⁽³⁾ 明治十八年文部大臣。欧化主義者と信ぜられ、憲法発布の当日、国粹主義者により暗殺された。

外山正一「漢字を廢し英語を熾に興すは今日の急務なり」『東洋学芸雑誌』第三十三号明治十七年六月。外山正一(一八四八—一九〇〇)は英米に留学、東大教授、同総長、文部大臣を歴任した。

高田早苗「英語ヲ以テ日本ノ邦語ト為ス可キ」という講演(横浜攻学会主催、明治十八年七月)。高田早苗(一八六〇—一九三八)は明治十五年大隈重信を助け東京専門学校(のち早稲田大学)の創立に加わり、後、早稲田大学総長、文部大臣を歴任した。

今あげた三人の人物は皆、後に文部大臣となったが、そういう日本の教育の最高の責任をとる人々が、こういうことを発言することは、いかに日本語と日本の文化に自信を当時失っていたかが分かうというものである。それに関連して一言つけ加えるとすれば、明治九年十月二十五日のベルツの日記である。東京大学医学部の教授として招かれて来日したベルツは、日本人の外国人に對する劣等感に戸惑っている。日本人がベルツに "Wir haben keine Geschichte, unsere Geschichte beginnt jetzt." ⁽⁶⁾「我々には歴史はありません。我々の歴史は今からやと始まるのです。」と述べたという。広池博士の創刊された『史学普及雑誌』(明治二十五年九月)もや、時代が遅れるが、かゝる日本人として情けない風潮に對する博士の愛國の至情から出たものと解されないだろうか。

このような時代背景を念頭に置いてから、同時代人である広池博士が、青少年時代どのように洋学とかかわったかを、残された史料から辿ってみよう。ただその史料が極めて少なく、また断片的であり、分からないことが多い。私の調査が及ばなかった所もあるけれども、分かっていることだけでもここに記して、この新分野の開拓の一つとしたい。私のこの論文で欠落している部分について御存知の方があれば、幸いに私に教えていただきたい。

さて現在残っている史料で分かっているところでは、博士が初めて英語を学んだのは、明治十二年(一八七九)年四月、十三歳のとき中津市校に入学してからである。同校には翌年の六月まで在学したが、読方(国史略、十八年四月、元明史略)、作文、習字、算術、物理、地理、生理と共に、「英語を学んだ」⁽⁷⁾。この中津市校は福沢諭吉の起案で、旧藩主奥平昌邁公の設立した洋学校であったから、英語に接する機会はあったと思われる。しかし誰からとていう教科書、辞典を使って英語を学んだか不明である。⁽⁸⁾

そのつぎに英語学習についての記録があるのは、小川含章の私塾麗沢館にて英語を学んだとある記事である。それは明治十六年(一八八三)九月—十七年(一八八四)六月の期間で博士が十七歳から十八歳にかけてである。すなわち「九州の碩学帆足萬里の高弟小川含章翁(名は弘蔵)に従ひ、爾来主として支那古典学を修め、傍ら英語を学び、又皇典講究所大分所の教師に就きて日本古典学を修む」⁽⁹⁾とある。しかしここでも英語を専攻したわけではなく、中国と日本の古典の勉強の「傍ら」英語を学習したにすぎない。

つぎに、明治十八年(一八八五)「二月中ごろより、中津堀川山田小太郎氏につき英語を大勉強せり」⁽¹⁰⁾とある。また当時の風潮として、「明治十八年に至りしかば、英学また勃起して、都会には英学の独習会頻りに起り」⁽¹¹⁾とある。

明治十九年旧正月の計の一つに「英語研究」が挙げられている。⁽¹²⁾ 明治十九年九月三日に「千九郎、英語研究の傍ら『文章軌範』を読みて文章を練習す。」⁽¹⁴⁾とあり、英語の勉強を

続けていたことが分かる。

ここで英語の勉強ではないが、つけ加えたいことがある。「明治十九年十二月、始めて洋服を購求せり。これ下毛郡教員社会にて洋服を着する嚆矢なり。」¹⁵という記事である。洋服を着るといことは、今なら全くあたり前のことであるが、当時としては、新しい、ハイカラなファッションである。洋服を着るといふ行為は、欧化主義のシンボルとも解せられよう。私がここで指摘したいのは、広池が、固陋なる保守主義者ではなく、結構新しいもの、西洋の文物にも興味を示す柔軟な開かれた心を持っていたということである。

明治二十二年（一八八九）は、広池が英米人と直接交渉のあった年である。「六月三十一日¹⁷予は親友英国ロンドンのチャールレス・クラム・ガーツナー氏と別離す。（中略）七月米人オルゴット、中津に来る。予、その伝および主義を著わせり。」¹⁶ここに親友とあるが、どれほどのつき合いであったか不詳である。このころは二十三歳の青年小学教師であったが、英会話の初歩あたりは出来たかも知れない。オルゴットは仏教信者で、広池は「米人オルゴット氏伝及びその主義」を著わしたというが、不詳である。¹⁷

明治二十三年四月二十六日、大分県共立教育会総集会に出席し、英語教育存続の必要性を主張している。

明治二十五年（一八九二）八月から二十八年五月の京都時代の英語学習については、「単純なる日本及び支那の古典学は、先人の研究既に大いに進歩して、敢て博士の腕を振ふの天地にあらざる事を悟り、新たに志を泰西法律学の研究に立て、京都に於ける一法律家の家に通ひて法律の講義を聴き、且つ英語の学習を続行せり。」¹⁸とある。

このころ泰西、すなわち西洋の法律を学ばんとし、そのために英語を勉強したとある。このコースがそのまゝ、続けられたら、広池博士は洋学者になられたであろうが、明治二十六年六月ごろ穂積陳重博士の世界法律の分類に関する論文を読まれた。佐藤巖の前掲書に曰く、

「大凡そ世界の法律系統に五種あり。即ちローマ法、印度法、回々法、イギリス法及び支那法是れなり。而して其四種は欧州の学者既に之を開拓す。独り支那法に至っては、将来日本法律学者の力に俟つものなり」との事を述ぶ。博士之を見て大いに感奮して謂らく、「幸にして予は支那古典学の素養あるを以て支那法系に関する法律学の開拓は敢て為し難き事にあらざるべし。」¹⁹と。

この穂積の説は「法律五大族の説」として『法律協会雑誌』の第一号、第五号（明治十七年三月、五月）に連載されたものであろう。²⁰

この穂積論文を広池が読まれたことが、広池を東洋法制史家にさせる決定的意義を有したといえよう。前述する如く、このすこし前に、西洋の法律を学ぼうとされ英語の勉強をさらに進めようと言われた方針は、ここで方向転換をし、決定的に東洋向きになったのである。

広池のこのころまでの知的教育を考えると、和漢の素養の方が、英語とか洋学の素養と比べれば、圧倒的に大きかったのであるから、この選択は極めて自然であった。

これまでの英語の学習を、残されている断片的資料を引用して示したが、正規の英語教育を受けていないことがよくわかる。いや正規の学校教育そのものを受けていらっしやらないから、正規の英語教育を受けていないことは当然である。しかしそのような不利な教育環境の中にあつて、広池が如何に向学心を振り起こして、和漢の学問だけではなく、英語を勉強していったかを知ることが、一つの感動である。

私は、広池が穂積の論文を読み、東洋法制史を自己の専門とする決意をした明治二十六年六月ごろを一つの区切りと考えているが、本項の最初の設問である「広池は何故はじめに和漢の学ではなく洋学を専攻しなかったか」について、ここで一応の解答を書いてみたい。

① 家庭の神道的、仏教的環境と伝統(よく論ぜられていることなので、本稿では記述を割愛した)が広池の思想的傾向の下地となっている。

② 和漢の学に比して、洋学については教育環境が特に恵まれていなかった。良い英語教師が身近にいなかったこと、英語を学ぶためのよい知的雰囲気、状況に広池はいなかったことが、決定的な原因である。後年広池博士は、先生がなければ勉強できない科目の一つに外国語を数えられ、道徳科学専攻塾で英語教育に重点を置かれたことは、このような広池博士の御体験によるものである。

③ 前述の穂積の論文で、洋学ではなく東洋学を専攻することが決定されたこと、の三つが考えられる。

そしてこれまで述べた明治二十六年(一八九三)、すなわち二十七歳ごろまでの広池の洋学は、オランダ語(蘭学)とかドイツ語、フランス語ではなく、専ら英語であった。残された史料から見ると、英米人に常時接触して英会話を学ぶといった実用英語ではなく、独学で、英文法を勉強する、といった語学的勉強であった。英文法を毎日勉強する週間時間表が残っているが、どんな英文法書を読まれたか不明である。又英米の小説とか詩などを読まれた形跡は見当らない。英文法的であって、決して英文学的ではない英語学習で、この傾向は晩年まで続いた。すなわち、文学的というより、科学的、論理的な傾向が広池の英語学習の特色であるが、その論理的延長線上に、後年の『支那文典』、『東洋法制史序論・本論』、『てにをはの研究』そして『道徳科学の論文』がある。

三、東洋学者としての洋学——明治二十六年(二十七歳)〜大正四年(四十九歳)——

ここに取り上げるのは、前述のように広池が自己の専門学として東洋法制史を研究せんと決意した明治二十六年六月から、天理教の役職を辞した所謂「困厄」の年である大正四年までである。これまでは英語の学習だけであったが、この時期になると、ドイツ語との係わりが出てくる。明治二十六年六月で区切りをつけて本項では記述しているが、ドイツ語の学習の時期を正確に確定することは出来ないが、以下の引用で示すように、ほぼこの前後からである。以下、ドイツ語と係わりについて記す。

ドイツ語との係わり

広池博士とドイツ語とのかかわりは、京都時代に始まる。何時かは特定出来ないが、京都在住の明治二十五年(一八九二)八月から二十八年(一八九五)五月までのある時、ドイツ語を学ばれた。その程度は、下に引用する佐藤巖の文にも見えるように、初級〜中級ドイツ語と考えてよいだろう。

ショットの書は其一部はラテン語にして、他の一部は独逸語なり。乍併多く漢字を挿入するを以て博士は嘗つて京都にて学びたる幼稚なる独逸語の力を利用して其大意を窺ふ事を得たり。乍併、ガベレンツの書に至つては之を全訳するの力足らず。仍つて当時本郷元町に開業せる独逸語の私塾独逸協会に通学して更に独逸語の学修を続行し、遂にガベレンツの書を全訳せり。(傍線筆者)

これは上京の翌年、明治二十九年と考えてよいと思われるが、博士の住居本郷区弓町二丁目二十五番地から歩いて数分の所にある元町二丁目の独逸協会へ通われ、また同じ元町二丁目のドイツ語の先生の所でまた一年学び、合計二か年ドイツ語を学ばれている。それは専ら、上記のカベレンツの文法書を読むためであった。これはGeorg von der Gabelentz, *Chinesische Grammatik* (第一冊一八八一、第二冊は付録一八八八年刊)のことで、「ガベレンツの書を全訳せり」と云うのは、翻訳書を出したというのではなく、全部通読したと云う意味であろう。

なお、はじめに記すシュットの書と云ふのは、Wilhelm Schott, *Chinesische Wörterbuch, Sprachlehre, und Literatur* と称する三部作で、『中国語辞典』(辞書としては浅薄のもの)、『文法』(一八五七年刊)、『文学』(一八五〇年刊)である。⁽²³⁾ガベレンツ読解の時には、和漢の読書力に物をいわせて、ドイツ語上級の語学力に達していたと思われる。

さてつぎにドイツ語に係わることは、明治三十九年(頃)二月から大宝令の独訳事業に関係したことである。その端緒は、ベルリン大学教授コーレル博士(Dr. Josef Kohler)が穂積陳重博士に大宝令の独訳を依頼して来たことにはじまる。

穂積博士は之を引受け、先づ東大法科に於ける日本法制史の専門教授宮崎道三郎氏に、其訳文の原文たるべき日本法文の立案を依頼す。宮崎氏は其事業の困難なるを称して之を辞す。爾来数年間其候補者を物色せしも之を得ず。然るにコーレル氏の子息日本漫遊の序を以て穂積博士を訪問し、父コーレル氏の伝言を持ち来りて、更に懇請せらる。穂積博士大いに之に困却し、一日博士(広池)を其邸に招きて、其年来困却せる實際の事情を博士に打ち明け、此際其責下の蘊蓄せらるる所の古代法の知識を開放して、大宝令の本文を現代語に意訳せられなば、之を独訳する者には他に極めて適当なる人あり、即ち津軽英麿、池田龍一の二氏にして既に其訳文担任を快諾せらる云々と。(中略)「広池は」一言の下に之を快諾して直ちに之に着手し、爾後引続きて之に尽力せり。津軽氏は独逸に居る事十有余年間、ドクトル・ユリス(Doctor Juris)の学位を有し、其独逸語は日本語より巧みなりと云ふ。されど此翻訳に於ては頗る難渋を極め、其訳文は博士の再三の説明を得ざれば訳出する能はざる所あり。或は訳して後に博士の意見を聴きて訂正を要する所あり。而して其翻訳は或る程度に進めば、之を穂積博士の面前に於て博士と津軽氏と交々其説明を為す。穂積博士は英語は勿論、

独逸語に於ても極めて堪能にして、其訳文の可否を裁断する事板に水を流すが如し。而かも時々其翻訳の難きを称したりと云ふ。斯くて其事業は約二箇年にして第一期の翻訳を終り、之を穂積博士よりコーレル博士に贈呈せり。然るに(中略)第一期の翻訳は未成功に終れり。⁽²⁴⁾

以上の引用で明らかのように、広池の主な仕事は、大宝令の現代日本語訳をつくり、独訳者たる津軽博士にその意味を伝えることであつたが、その過程において独逸語と日本語の異同、文化的差異について議論したに違ひない。さらに穂積博士、津軽博士、広池の三者による訳文作成の会議は、知的、学問的雰囲気につ、まれたものであつたであらう。ここで広池は、ドイツとドイツ語を中心にした洋学、特に法律面、を学んだと云えよう。そしてこのコーレル博士は、広池の『東洋法制史序論』について、『比較法学雑誌』第十九卷四一七ページ(Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft, Bd. XIX, S. 417)で書評を「てくれている」。

これまで述べた広池のドイツ語学習は、文法と法学のためであり、読む物もそれに限られていた。(もちろん初級の段階では、容易しい読物もあつたと思われる)ドイツ文学作品の中味についての唯一の記事は、シラー(Friedrich Schiller, 1759-1805)の「盜賊」(Die Räuber, 1781)と云ふ戯曲についてであり、後年、広池が『道徳科学の論文』にそれを言及している。すなわち「其筋書は悪い子が父を殺さうとしたが、刃物若くは毒薬にて殺せば刑法に触るるが故に、父の心を苦しめて自然に之を死に導くやうにしよう」と計画して、研究の結果、其父を止むを得ざる事情の下に後悔(Reue)せしめて、遂に之を殺したと云ふやうな事が書いてあるのです。⁽²⁵⁾これは広池博士の要約であるが、広池博士はいつこのシラーの戯曲を読まれたであらうか。博士が西欧文学を読まれた珍しい例である。さて、これでドイツ語学習については筆を擱き、次ぎに主として英語との係わりについて述べてみよう。

英語との係わり

広池博士は『支那文典』を明治三十五年脱稿されたが、東大文科の支那古典学の首席教授によって排斥されたので、日本の学会の趨勢に感ずることがあり「すべての研究資料を携えて米国に航し、彼の地に於て其著書を發表せんと欲し、直ちに其準備に着手して、夜々神田の正則英語学校に通学してコムヴァーサーションを学習せり。」この時博士は三十六歳になっていた。しかしこの企ても明治三十五年十月大隈伯爵に会い早稲田に招かれ、ついに「海外渡航の念を放棄」した。渡航先きとして、イギリスではなく、アメリカへ行かれようとしたことは面白い。これが最初の西洋への渡航計画で、最後の本格的な計画は後に述べるが昭和六年(一九三二)で、モラロジを紹介するためのアメリカ及び西欧への渡航計画である。

英会話の学習についてはこれだけにして、この時期、東洋学者としての広池がその著書において、どれほど洋書を使用しておられるか一瞥してみよう。

(一)『支那文典』(明治三十八年、一九〇五年)

『広池博士全集』第二卷(八四九―八六七ページ)の「欧米学者の支那語学研究に関する略歴史」には二十数人の欧米学者とその著書、辞典が紹介されている。その中にはWilhelm Schott, Georg von der Gabelentz, Wade, James Legge, Rev. R. Morrisonなどの名が見える。

(二)『つにをほの研究』(明治三十八年、一九〇五年)

Aston, W. G. *Grammar of the Japanese Written Language*, London, 1877, 2nd. ed. 及び *Grammar of the Japanese Spoken Language*. Basil Hall Chamberlain の日本文法書。全体を通じて、英文法の知識を以て日本文法を整理しようとしている。

(三)『東洋法制史序論』(明治三十八年、一九〇五)に引用された洋書。

①Austin, John (1790-1859). *Lectures on Jurisprudence; or the Philosophy of Positive Law*, 1861.

英文原著下巻五九四頁以下を引用。

②Hozumi, Nobushige, *Ancestor-Worship and Japanese Law*.

穂積陳重博士の英文の著書。

③Jhering, Rudolph von(1818-1892). *Der Kampf ums Recht*, 1872, 1925.

この『序論』(一〇九ページ)にはエーリング氏の権利競争論とあり、現在普通に行なわれている『権利闘争論』という書名ではない。本書は後の『道德科学の論文』第七卷(以下『論文』⑦と略す)一六〇ページ及び一六四ページではイェリング著『権利闘争論』と表記されている。『論文』に引用されたこの本の出版は一九二五年(即ち昭和元年)であるので、『東洋法制史序論』に引用されたものとは違つ。

④Maier, Henry Sumner (1822-1888). *Ancient Law*, 1861.

第三章衡平法 英文原書五八ページ以下を引用。

これは『東洋法制史本論』(『広池博士全集』第三卷、五一―〇ページ)、『論文』③一八七ページにも引用されている。

⑤Smith, Thomas, *Elements of the Law*.

⑥The Bible. 創世記への命記。

⑦ハイネス衡平法。

これは訳書であるが原著は不詳。

⑧ボアソナード『性法講義』これも訳書使用と思われる。『広池博士全集』第三卷、一九七ページに名前と数行

の記事がある程度。

(四)『東洋法制史本論』(大正四年、一九一五)に引用された洋書

①Blackstone, William (1723-1780). *Commentaries on the Law of England*, 4vols, 1765-1770.

本書(『広池博士全集』第三卷)にあるが、『論文』⑦五八・五九ページに引用されている穂積陳重著『法律進歩論』の中に出てくる。

②Coulanges, Fustel de. *The Ancient City*, 一八六四初版、博士使用の版は一八九六年版。『広池博士全集』第三卷、四八七ページには本書第二卷第七章第六項長子相続権一一〇ページ、『広池博士全集』第三卷の五一〇ページには本書一六八ページ、『広池博士全集』第三卷の五七二ページには本書一〇八ページがそれぞれ言及されている。

クーランジュの原著は *La Cité Antique* (仏文) で一八六四年出版されて Willard Small によって英訳されて一八七三年出版されている。私の所蔵する版は *A Doubleday Anchor Book* (Small 英訳版であるが、一読するにすぐ想起されるのは Alexis de Tocqueville (1805-1859) の *Democracy in America* であるが、Vintage 刊の Phillips Bradley 編 Henry Reeve の英訳本で読んだが、フランス的明晰さといえども、両者共通した筆致で感銘した。広池博士はクーランジュのこの著を『伊勢神宮と我団体』(『広池博士全集』第四卷、一七七一頁)と『論文』⑥(旧版)一九一五ページ、一九二二ページ、⑨二二二ページ、⑩(旧版)八五ページに引用されている。

③Hearn, William Edward. *The Aryan Household*, 1891.

『広池博士全集』第三卷、五〇八ページ、五七二ページ、五八七ページに引用されている。これは『伊勢神宮』。

④Maine, Henry Sumner. *Ancient Law*, 1906年版使用。

⑤Morgan, Henry Sumner. *Systems of Consanguinity and Affinity of the Human Family* (『広池博士全集』第三卷、六四三ページ)。

⑥Westermarck, Edward. *The History of Human Marriage*.

『広池博士全集』第三卷、五九五ページ、『論文』④一六八ページ、一八五ページにこの書物が引用されている。同氏の *The Origin and Development of the Moral Ideas* は『論文』③八・九・一四・一七・四三・四五・六八・一五八ページに引用されている。

⑦Mollendorff, P. G. von. *The Family Law of the Chinese*.

『広池博士全集』第三卷、五三三ページ。

⑧著者不詳。 *Grammaire Coréenne et Exercices Gradus*, 1881.

『広池博士全集』第三卷、六四六ページ。

以上が広池博士が大正四年の困厄以前、つまり『論文』の執筆準備以前の著書にどれだけ洋書を使われているかの概略である。さらにそのころまでの博士の蔵書はすべて天理教に寄贈されているので、その目録を²⁹⁾通覧してみても、約三四〇〇冊中わずかに英書十冊、フランス語の本一冊、計十一冊の洋書しか見当らない。このころまでの広池博士は東洋学者にしては西洋に対して開かれた態度と関心を示しているとは言えようが、洋学者とは言えない。博引旁証の和漢の学殖とはとても比較出来ないからである。ただその少数の洋書は、文法書か法律書であり、いずれも気軽に読める代物ではなく、深刻な知的格闘を要する書物ばかりである。これが第一の特徴である。第二の特徴は、比較という視点、姿勢を博士がお持ちであったことがうかがえることである。この比較とい

う視点は、処女作である『中津歴史』にも、ピューリタンのことが言及されたりするから、お若い時からあった特色である。

さて洋書名の羅列がすこし続いたので、『東洋法制史序論』をとりあげ、「比較」ということがどのように行なわれているかを検討してみよう。

さて『東洋法制史序論』においては、書名の示すように東洋の法制の研究であるから、東洋のことに限定して論述を進めてよいのに、各所で東洋の法律と西洋のそれ、もつと正確に言々と、主として中国の殷・周・秦・漢・唐の法制と、古代ギリシア・ローマの法制との対比、共通性の指摘がなされている。つまりほぼ同時代の東西の法制の比較である。その一例を挙げれば、本書第七章第五項、衡平法に、中国古代においては、人為の法律の欠点をその運用するに際して匡済する方法があったことを、以下の如く述べている。

周礼 三十四の二十一右大司寇之職

漢鄭玄の注

唐賈公彦の疏

呂刑 尚書十九ノ二十九右

周礼 三ノ十五右小宰 及びその注と疏

周礼 三十五の六左 小司寇之職 及びその疏

で示している。それを要約すると、孤すなわち年少にして親の無い者、独すなわち老いて子孫の無い者、鰥すなわち老いて妻無き者、寡すなわち老いて夫無き者の四者は天民の窮した者であるから皆、常餼「窮民を救養する食糧の常制」すなわち常に食物を贈る制度があったというのである。⁽²⁹⁾ 現代風にいうと生活困窮者に対する経済的

援助の制度であろう。また人民に請願権を与えている。このように「皆当時現行の関点を運用によりて補足し、以て法律をして、中正、平均の理想に適はしめむとせしに似たり」と広池博士は中国古代の衡平法の実際を述べている。本書は東洋の法制についての書物であるから、論述はこれで止めてもよいのであるが、博士は以下のように、古代ローマ法、イギリス法、アメリカ法の衡平法にも言及し、その精神が東西軌を一にしていると述べている。その長きを厭わず引用する。

是れ、蓋し、即ち古代羅馬に行はれたるAequitas(羅句語)、及び英國并に米國に行はる、所のEquity即ち衡平法と、其組織を異にすれど、立法の精神に於ては、頗る相似たる所ありと云ふを得べきものなるが如し、羅馬の衡平法とは、羅馬固有の法律は、其性質偏狭にして、嚴に内外人の權利を区劃し、又、切に、内国人の身分并に財産に等級を附する等の事あるより、自ら、之を平均せしむるの主旨より、裁判官が、自己の良心を以て、漸次に種々の規則を判定せるより起りしものにして(但し法廷は、尋常の法廷を仮用し、裁判官も固有法の裁判官之を兼ね、即ち其國現行法の關点を匡正するの目的を以て成る所の法律なり、又、英國并に米國の衡平法とは、其起源、素より英國に在りて、米國は、其祖國の慣習を移轉せしものなり)、抑も、英國は、古來慣習法(Common law)を用いて、其慣習法には、訴訟に一定の方式ありて、すべての訴訟は、其かねて定りたる方式の一に依らざるべからず、是に於て、此法律は、社会の進歩に伴はざるの現象を生じ、或る事件の如きは、訴訟の途なきものある如き事となれり。然る時、其訴訟者は、之を國王に哀願する事ありき、而して、國王は、之を其近侍なる大法官(Lord Chancellor)に命じて、其哀願を受理せしめ、其調査をなして、之を救済する如き事ありき、而して後、此方法は、漸く發達して、遂に、英國に於ける固有法廷の外、大法官法廷と云ふものを生ずるに至り、此法廷、即ち現行法の關点を匡正するより、之を衡平法裁判

所 (Court of Equity) と称せしもの、如し。是に因て之を觀れば、支那の衡平法に関する思想の發展として現はれたる制度は、羅馬及び英國の衡平法と、其立法の精神、實に同じき事を知るを得べし (メーン氏古代法第三章衡平法の条、英文本五十八頁以下、并にオースチン氏法理学第三十三章英文本下の五百九十四頁以下、ハynes氏の衡平法の大意。トーマス・スミス氏の米國法律原論衡平法の条等による⁽¹²⁾)。

この『東洋法制史序論』には巻末に二十六頁にわたって英文目次・梗概を広池博士は付けておられる。その最後のページに

(My) humble desire is to place the results of my studies before the scholars of the world... So I humbly pray that the great scholars of Europe and America will kindly examine my principal work in its entirety and favour me with their frank criticisms and valuable corrections. I may add here that it is my intention to translate the whole of my next work "An Outline of Chinese Law" into one or two European languages and offer it to scholars abroad.⁽¹³⁾

で結んでいる。

念のため邦訳すると以下の如くなるであらう。

余の卑少なる願ひは、余の研究成果を世界の学者の前に呈することである。(中略)そこで余の身を低うしてお願ひしたきことは、欧米の碩学が余の主著を全体に亘って親切に精査され、その率直なる御批判と価値ある訂正を余に賜はらんことである。余の次の著書『東洋法制史本論』を欧州の諸言語中の一、二の言語に全訳し海外の学者に提供することが余の意図であると、ここにつけ加えてもよい。

ここに述べられているような『東洋法制史本論』の翻訳は遂に無く、その英文梗概さえも付けられてはいないが、広池博士の意図、姿勢においては、自己の研究を日本国内だけではなく、当時先進文明圏であった欧米にまで知らしめようとするのであったことは、極めて明らかなことである。博士の目は世界に開かれていたのである。

四、モラロジー創建のための洋学——大正四年(四十九歳)〜大正十五年(六十歳)——

広池博士は大正元年の大患、大正四年の困厄を経て、その頃までの専門学である東洋法制史と訣別して全く新しい学問分野の研究に入られた。

私たちは前項までに博士が東洋学の傍ら、多少洋学をも勉強されていたことを明らかにしたが、あくまでも博士の本領は東洋学であり、西洋の方はこの頃までのところ、余り研究されていないと言ってよい。ところがである。大正四年の困厄、博士四十九歳の頃から六十歳までの約十一年間に、博士の道徳的、宗教的生活ばかりでなく、博士の知的生活上に大変化が起こったのである。一言でいって、それまでの和漢書から、洋書へ博士の読書、研究の方向が拡大していったのである。読まれる言語の違いばかりでなく、それまでの文法、法制史を中心とする限られた読書範囲から、自然・人文・社会の多くの分野、領域にまで研究の歩を進められたのである。買われた洋書の数は数千冊にのぼる。寿命の延びた一九八八年の現代ならともかく、大正時代の四十九歳というともう晩年である。しかも大患後病身である広池博士が、ただひたすら神に祈りながら、骨を噛む自己反省と人心救済の熱誠を込めて、海図のない (uncharted) 学問領域の海に船出されたのである。学者の研究対象というのは極く狭い分野に限定されるのが通常で、またそれだからこそ専門家 (specialist) たりうるのである。モラロジーの目的は道徳実行の効果を科学的に明らかにする、という特別の限定されたものであるとは言うものの、それを証明しようとするれば、自然・社会・人文の諸学問分野に亘って、研究を広げ、深め、さらに新しい学問体系に組織しな

ければならない。そしてそういう体系を「組織する」には大力量を要する。

従来、博士の人心救済の御苦勞については多くの方々が論じられているが、その元であるところのモラロジーという体系を組織されていく博士の御苦勞については余り論じられていないようである。既存の、たとえばカントとかヘーゲルについて研究し学位をとるといふことでも難しいのであるが、全く新しい学問を創造することとは、普通の学者の出来ることではない。もし私たちが四十九歳の広池博士の立場に自分を置いて、病氣勝ちの体と、役職を退かれた社会的・経済的苦しみと、家庭的慰安の少ない別居の多い生活と、前途に横たわる模倣たる研究分野のことを想像して見たら、一体どこから手をつけたらよいだろうか、誰しも途方に暮れるほどの困難を感じるであろう。それにこれまで明らかにしたように、この頃までの広池博士の洋学の方の学殖は、極く限られたものでしか無かつたのである。

前述した『天理図書館所蔵 広池博士寄贈図書目録』を通覧すれば明らかなように、広池博士の当時までの蔵書は和漢の古色蒼然たる書物ばかりで、それらをいくら読んでも新科学モラロジーは絶対出来ない代物であつた。勿論ご自分の蔵書だけでなく東京大学図書館、上野図書館などでその何十倍かの本を手に入れたであろうが、『古事類苑』とか文法、法制史のための読書でやはり限られた領域であつたと想像される。であるから極く少数の洋書と、多数ではあるが古い限られた領域の和漢の書物から一旦は離脱して、全く新しい西洋の書物(と各分野の和漢の書物)が必要であつたのである。トランプで言えば、カードの総替えをしなければ、新科学モラロジーは出来なかつたのである。それを四十九歳の時から広池博士はされたのである。

当時の広池博士の学問的状况について述べたから、つぎに日本の置かれていた学問的状况を文明論的立場からここで一言しておかなければならない。

日本は五世紀以来千数百年、中国文明に対して和魂漢才(大和魂をもって中国の科学技術、制度、学問を習得する)の精神態度で接し、日本の文化的向上に務めながらもアイデンティティの保持をして来た。十六世紀から西歐人と接するに及び、今度は和魂洋才で西洋に対した。この「和魂洋才」的態度は、新井白石の『西洋紀聞』から出発しているといわれている。⁽³⁴⁾ また佐久間象山の「東洋の道德、西洋の芸、匡廓相依りて圖模を全うす」といひ、⁽³⁵⁾ 橋本左内の「器械芸術は彼に取れ、仁義忠孝は我に存す」といふのが大体、日本の和魂洋才の原型となる精神態度であつた。

鎖国から開国へ方向転換をした日本に、どつと西洋の文物が入つて来た。黒船に象徴される科学技術だけを西洋が齎らしたのではない。「大学・郵便局・会社・税関・病院・議會・銀行」など、現代の日本人は日本にはじめからあつたものと思つているかも知れないが、これらの制度はすべて西洋から借用したものである。さらに憲法、自由の観念、西洋的美意識、民主主義などといった諸制度の背後にある思想や美意識も、中国ではなく西洋から導入されたものである。⁽³⁶⁾ 鷗外は明治三十五年(一九〇二)、「洋学の盛衰を論ず」と題する演説の中で、東西の学問を比較して次のように述べている。

彼の学風は、希臘Aristoteles以来、自然を重んじ、偏に精神のみを説くに安せず。近世に及びて、所謂自然科学の勃興は、全欧州学問界の氣風を一変し、技術は資を此に仰ぎて、蒸氣電氣の利用となり、電氣の利用は更に進みて、Roentgenをして幾斯光線を發明せしめ、Marconiをして無線電氣を改良せしめたり。此学風は支那の無き所にして、支那朝鮮は其の心を偏重し博物を卑む学を墨守せるを以ての故に、今の憐む可き所動の地位に立ち、我國は此西洋学を輸入したるを以ての故に、今の質す可き能動の地位に立てるなり。⁽³⁹⁾

線筆者

正にその通りである。広池博士一個人をとつても、東洋法制史、和漢の古典学者としての学殖がいかに鬱然たるものであろうとも、それだけではモラロジを組織することは出来ないのである。そこには広池博士の知的変貌が道徳的・宗教的覚醒と共に必要であつた。すなわち西洋の学問の助けを借りなければ、⁽⁴⁰⁾モラロジは出来なかつたのである。

それではどのような西洋の学問をこの期に広池博士は採り入れられたのか。幸いに博士御自身『道徳科学の論文』第一章第五項「モラロジの組織の基礎を成せる諸科学」に列挙しておられる。それを元にして分類してみると次のようになる。

(一) 自然科学

地質学、地文学 (Physical Geography)、生物学、進化論、発生学 (遺伝説を含む)、環境改良学、人種改良学、土俗学 (Ethnography)、生理学、骨相学 (Phrenology)、現在では疑似科学)、人類学、人種学 (Ethnology)、現在では民族学)、人種起源学 (Ethnogeny)、民族発生学)、考古学。以上十四、五が列挙されているが、ここにはないけれども気候学(たとえば Ellsworth Huntington)も入れてもよからう。当時の西洋の自然科学のすべてを網羅したわけではないが、モラロジを組織していくのに有用なものを博士が選択したものが、以上の諸学であつた。

(二) 社会科学

法理学、心理学、社会学、犯罪学、法制史、経済史。

(三) 人文科学

文明史(世界史一般)、道徳史、西洋哲学、キリスト教神学。

以上の他に、割注として比較土俗学、犯罪人類学、犯罪社会学、犯罪心理学、動物心理学、社会心理学、民族

心理学があり、一人の学者が涉獵する学問の広さということを考えると、真に驚嘆に値する。

これらの西洋の学問が無ければモラロジは成立しなかつたけれども、それらだけがあればモラロジが出来るといふものでもない。私は西洋のモラル・サイエンスの本を調べてみたが、いずれもモラロジとは直接関係はない。私がこれまづ二十五年間、折りに触れて調べて来た英米のモラル・サイエンスの文献を以下に年代順に列挙し、その中に広池博士のモラロジを仮りに入れてみる。

十八世紀

- ① 1780: Jeremy Bentham (1748-1832). *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*.
- ② 1780: Benjamin Franklin (1709-90)'s letter to Joseph Priestly on February 8, 1780.
- ③ 1790: James Beattie (1735-1803). *Elements of Moral Science*, Vol. I.
- ④ 1792: Adam Ferguson (1723-1816). *Principles of Moral and Political Science, being chiefly a retrospect of lectures delivered in the college of Edinburgh*. Edinburgh, printed for A. Strahan and T. Cadell (etc.), 2 vols.
- ⑤ 1793: James Beattie. *Elements of Moral Science*, Vol. II.

十九世紀

- ⑥ 1828: George Payne (1781-1848). *Elements of Mental and Moral Science*.
- ⑦ 1835: Francis Wayland (1796-1865). *The Elements of Moral Science*.
- ⑧ 1852: Archibald Alexander (1772-1851). *Outlines of Moral Science*. New York, C. Scribner.
- ⑨ 1853: Laurens Perseus Hickok (1798-1888). *A System of Moral Science*. New York, Schenectady.

- ㉔ 1860: John Leadley Dagg (1794-1884). *The Elements of Moral Science*. New York, Sheldon & Company.
- ㉕ 1860: Ralph Waldo Emerson (1803-1882). *The Conduct of Life*, chapter VI. (*The Complete Works*, vol. VI, pp.240-241).
- ㉖ 1862: James Mackintosh (1765-1832). *Ethical Philosophy*, 1830. "The purpose of the Moral Sciences is to answer the question *What ought to be?*" (Introduction,1862) .
- ㉗ 1867: Mark Hopkins (1802-1887). *Lectures on Moral Science*. Delivered before the Lowell Institute, Boston. Boston, Gould and Lincoln; New York, Sheldon and Company .
- ㉘ 1874: Henry Sidgwick (1833-1900). *The Methods of Ethics*. 1st ed. 1874, 2nd ed. 1877, 7th ed. 1907, and reissued in 1962, London, Macmillan. Wayland's *Elements of Moral Science* is quoted on p. 256, note in the 1962 edition.
- ㉙ 1880: Laurens Perseus Hickok. *A System of Moral Science*. Revised with the cooperation of Julius H. Steelye. Boston & London, Ginn & Company, Publishers, 1880, 1899 .
- ㉚ 1882: Leslie Stephen (1832-1904). *The Science of Ethics*. 1st ed. 1882, 2nd ed. 1907. London, Smith, Elder & Co.
- ㉛ 1885: Noah Porter (1811-1892). *The Elements of Moral Science: Theoretical and Practical*. New York, C. Scribner's Sons .
- ㉜ c.1892: James Harris Fairchild (1817-1902). *Moral Science; or The Philosophy of Obligation*. Rev. ed.

New York, American Book Company. (First published in 1869 under the title, *Moral Philosophy; or, the Science of Obligation*).

二十世紀

- ㉝ 1916: W. E. Hamilton. *Studies in Moral Science*. Chicago, Donnelley.
- ㉞ 1918: Chikuro Hiroike began to use the term, "moral science."
- ㉟ 1926: Hiroike coined a new word, "Moralogy."
- ㊱ 1928: Hiroike. *A Treatise on Moral Science: The First Attempt at Establishing Moralogy as A New Science*.
- ㊲ 1957: John A. Oesterle (b.1912). *Ethics: the Introduction to Moral Science*. Englewood Cliffs, J. J., Prentice-Hall.
- ㊳ 1963: Francis Wayland. *The Elements of Moral Science*, ed. by Joseph L. Blau. The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts. The original text of this edition is the 1837 edition. Cf. no.7.
- ㊴ 1969: Kenneth E. Boulding (b.1910). "Economics as a Moral Science" in *American Economics Review* (March, 1969), 1-12.
- ㊵ 1974: Abraham I. Melden (b.1910). "Recent Tendencies in American Moral Philosophy. " A lecture delivered at the Kyoto American Studies Summer Seminar on July 19, 1974. He says, "Moral science may be a branch of psychology, sociology, or whatever."

② 1975: Pierre Teilhard de Chardin, *Toward the Future*, tr. by René Hague, Collins, London, pp.130-133.

このリストと広池博士の『論文』第一章第二項「従来欧米に於いて道德実行の効果を科学的に研究せむとせし学者の計画」の中に引用されているものと重複するのは①と⑩である。博士記念館所蔵の書物の中に①、⑭及び⑯がある。博士所蔵だった本は、現在の記念文庫の本だけではなかったたので、この他にも重なるものや別の本もあるかも知れない。しかし英米のモラル・サイエンスは内容的にはキリスト教の倫理項目を、多少倫理学、心理学、社会学などで整備している程度で、広池博士の「道德科学」と英米のモラル・サイエンスとは全く別物であり、博士が新しくMoralogyなる新造語をつくられた理由もわかる。とすれば、モラロジーは全く博士の独創になるもので「破天荒」の新科学であったわけである。近頃は、モロロジアンは余り破天荒という言葉を使わなくなったが、当時としては、そして現在でも、その意図するところは、「破天荒」なものであると言ってもよいはなからうか。これらの広範囲の、多数の洋書の内容を自家薬籠中のものにしてモラロジーを組織されたことは、たとえ何人かの献身的な助手があったとしても偉業といえよう。

五、広池博士と西洋との係わり方——一つの文化的遭遇——

広池博士は西洋から何を受容し、また何を受容しなかったか。また受容、非受容の理由とその意味は何か。

どういう学問を受容したかについては前項で紹介したので、ここでは別の観点から受容の内容、性格について論じてみよう。

日本が開国し、近代化の道を辿るようになった明治・大正・昭和の日本に生きた広池博士は、西洋の自然科学の成果、特にダーウインの進化論、心理学(Watson)の行動主義的心理学については留保をつけているが、生理学、人

類学などに大きな影響を受け、それらを受容していると言っている。社会科学の方面では、コントの社会学からその総合性と目的については大まかな示唆は受けているが、コントの社会学には最高道德がないと批判している。自然科学、社会科学の内容について学ぶ過程において、西洋の学問の方法論についても自得するところがあつたと思われるが、それらを自らのモラロジーの方法論の一部としたと言えるだろう。

十九世紀、二十世紀の西洋の思想として、マルクス、エンゲルスの共産主義、社会主義、サンデイカリズム、無政府主義などについては、反対している。反対の根拠は、義務先行の原理、伝統の原理から出ている。民主主義、個人主義など一九八八年の日本では是認、尊重されている思想に対しても批判的である。その背景には明治憲法下に育ち、日本が国家として一所懸命独立を保たなければならなかった時代思潮が、広池博士の立論に大きく影響していると思われる。それでは国家主義や、当時金科玉条とされていた忠孝なら良いかと言うと、それらも批判している。また無国籍の根無し草的コスモポリタニズムもいけないとする。国際協力的な健全な国家の在り方を唱えている。最高道德が自分の心と体に自然と融和して収まっておれば、何々主義とか何々社会体制は問題ではなく、それぞれの良さを活かしようという柔軟な考え方を有していた。

「広池博士と西洋」という題で論じて来たが、どうも博士には西洋文明と東洋の伝統との相克とか、日本の近代化、あるいは端的に言って西洋化について鷗外や漱石のように傷つき悩んだという形跡が余り無いようである。それは一つには、広池博士が西洋の文学をお読みになっていないからではあるまいか。また留学による直接的な西洋体験をしておられないからではあるまいか。鷗外の「蛇」とか「半日」に見られるような近代化による女性の変化、「普請中」に見られる日本の近代化の途中における寂寥や、漱石の「現代日本の開化」における悲観は広池博士にとっては無縁のようである。また漱石の「それから」以降の近代的エゴイズムも、広池博士にとっては

すべて利己心という大きな範疇の中に入り、それは自我没却さるべきものであった。それは近代とか中世、古代といった時代区分に係わるものではなく、普遍的な人間性の弱点についての省察であり、その克服であった。であるから、西洋化あるいは近代化の過程における悩みというのも、すべて自我没却の中に入ってしまい、広池博士は近代化によって何ら傷つくことはないということになるのである。

さらに別の観点から述べれば、広池博士にとっては、西洋の精神、魂はついに内在化することは無かったからであると言える。これは広池博士個人にとって幸せなことであった。下手に内在化してしまうと、和魂洋才が洋魂洋才となり、日本人としてのアイデンティティを喪失してしまうからである。日本人すべてが無意識の層まで西洋の魂を内在化するときには、日本文明は西洋文明に併呑され消滅することになる。広池博士が日本人としてのアイデンティティを保ち得たのは、恐ろしいほど日本の精神的伝統、そして中国の古典によって深く人間形成が成されていたからに他ならない。博士にとって西洋は、科学技術、近代的な学問——考古学、生物学、生理学、心理学、社会学、歴史、政治学、経済学等の外在的な学問であって、決して美と芸術の世界、すなわち、西洋の文学、絵画、彫刻、建築、音楽等の内在的な魂に触れるものではなかった。そしてその人生行路においても、「こがね髪 ゆらぎし少女」⁽⁴⁶⁾は、博士の前に現われることはなかったのである。

私は広池博士の西洋との係わり方は外在的であると述べたが、何故そうなったであろうか。第一の理由はセラロジは道徳科学であって、文学とか芸術ではないからである。第二は、病身でありながら、新しい学問を創造しようと苦闘している時、文学だ、芸術だのと呑気なこと(本当は文学は人生の真実そのもので真剣なものであるが)は言っておれない、余裕が無かったからである。第三は、私の忖度するところでは、漢学で鍛えられた博士にとっては小説(Fictionつまり虚構)に信を置かれず、したがってその元締めである西洋文学の方は閑却され、味わ

れるに至らなかったのではないか。この間の事情を漱石が『文学論』の序に曰く、

余は少時好んで漢籍を学びたり。之を学ぶ事短かきにも関らず、文学は斯くの如き者なりとの定義を漠然と冥々裏に左国史漢より得たり。ひそかに思ふに英文学も亦かくの如きものなるべし、斯の如きものならば生涯を挙げて之を学ぶも、あながちに悔ゆることなかるべしと。余が单身流行せざる英文学科に入りたるは、全く此幼稚にして単純なる理由に支配せられたるなり。(中略)卒業せる余の脳裏には何となく英文学に欺かれたるが如き不安の念あり。(中略)翻つて思ふに余は漢籍に於て左程根底ある学力あるにあらず、然も余は充分之を味ひ得るものと自信す。余が英語に於ける知識は無論深しと云ふ可からざるも、漢籍に於けるそれに劣れりとは思はず。学力は同程度として好悪のかく迄に岐かる、は両者の性質のそれ程に異なるが為めならずんばならず、換言すれば漢学に所謂文学と英語に所謂文学とは到底同定義の下に一括し得べからざる異種類のものたらざる可からず。⁽⁴⁷⁾

アリストテレスが『詩学』⁽⁴⁸⁾で一回限り起こる歴史より、普遍を表わす詩を優位において以来、フィクション(Fiction) (虚構小説)の表わすものが、事実(Fact)より、より人間の真実(Truth)に近いというのが、西洋の文学の伝統となった。しかるに中国では、虚構は決して倫理ではなかった。⁽⁴⁹⁾士君子の読むべきものは経書か史書であって、決して小説ではなかった。小説とは、つまらぬことばの意であって、大説とは言わないのである。これが中国の伝統であり、その中で漱石は、そして広池博士は育つたのである。江戸戯作者のレベルから文芸を士大夫のものにまで文学を高めたのは、鷗外・漱石であるけれども、文学者ではない広池博士は、そういう世界とは別天地の空気を呼吸していた。

ところが美と芸術の世界から離れて、真・善の世界に目を転ずるならば、西洋文明の二大源流となったヘブラ

イズムとヘレニズムの核心と、大きな意味で広池博士の魂が相通する点が出てくる。そこには西洋の内在化が見られる。たゞそれは、風土、伝統から切り離された抽象的な意味においてである。博士の大正元年の大患、四年の困厄の深刻な体験は、自らその慰安を十字架上のイエスの苦しみと、国法の重んずべきことを知らずために獄舎で毒人參を仰いだソクラテスの心境に求めたのである。博士は一時期、ソクラテスに因んで自ら蘇哲と号した。『道徳科学の論文』第十二章第四項ソクラテス、第五項イエス・キリストはその成果である。レバノンの香柏、ガリラヤ湖、「山上の垂訓」の丘、ナザレ、ヨルダン川、白く輝く山の上の都市エルサレム、紺碧の地中海、抜けるように青い空、澄明な空気、白いアクロポリスの丘にそびえるパルテノン神殿、ステンド・グラスのふい光の中で聞こえてくるパイプオルガンと賛美歌、それら一切の夾雑物を剝離した西洋の宗教と哲学の本質が、日本の山奥の粗末な温泉宿で病臥しながら、洋書に囲まれて筆をとる広池博士の魂に通底していなかったと誰が言えようか。

西洋における自由の観念、国王と人民との関係、共和制については、広池博士はどうお考えか。法制史家としての広池博士は、イギリス法の歴史についても言及し、古代アングロ・サクソン時代の国政審議会(Witan)から筆を起し君主と人民との関係について論じている。次の引用はノルマン時代からのイギリスにおける自由思想の発達についての記述である。

之を以てノルマン人の英国を征服するに及びても、ノルマン王朝の始祖ウイリアム勝王(William the Conqueror, 1027-1087)の如き、其の王位を得るにも、古来の慣例に従って選挙を求めたる如き次第なり、之を以て、英国にては、其国家の主権は人民に在り、従つて君主の人民に対する義務として、常に人民の自由を尊重せざるを得ず、(中略)凡そ、斯る国民と君主との関係は、日本人の夢想し得ざる所にして、斯る慣習の原

因決して偶然に存するものにあらざるなり。即ち斯くの如くにして英国民の卓絶せる自由思想は、自然に成文の憲法なくして克く憲法政治を実現し、而して国王にして違憲の行為ありたる時は、前記のジョン王時代の如くに、国王と雖も之を窮迫して、敢て仮借する所なし、実に英国憲法の淵源は、英人の卓絶せる自由思想に淵源して成るを以て、必ずしも完備せる成文の憲法を有せざるも、然も世界に模範視せらる、所の憲法の実質を有するを見るなり。⁽³⁹⁾

ここで私たちの注目しなければならないことは、イギリスにおける「国民と君主との関係は、日本人の夢想し得ざる所にして」と博士が書かれており、しかも、「実に英国憲法の淵源は英人の卓絶せる自由思想に淵源して」おり、「世界に模範視せら」れていると、広池博士は高く、イギリスの自由思想を評価しておられることである。日本憲法の淵源は、天祖の最高道徳に存するという主張と、この卓絶せるイギリスの自由思想とが、いかなる関係を有するかについては、博士の直接的記述はない。博士の所説は、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツ新帝國、中華民国の「各憲法制定の淵源が、其国民の信仰思想の上に在り、其内容の如何が、一に懸つて其国民の信仰思想に本づく事」を述べるに止まっている。そして本書の結論は、「実に我大日本帝國憲法の根本的原理は、将来世界の政治外交立法及び教化の基礎と為り、人類の幸福文化の原動力と為るものにして、真に国家并に一般社会に對して重大なる関係を有するものなり」ということである。最高道徳が慈悲・愛・仁とかいう人倫の根源的な道徳を意味すると解すれば、万人もこれには異論はないであろうけれども、帝國憲法の根本的原理を外国にまで及ぼすというよりも、現実には日本の新憲法は多分に、アメリカの独立宣言の影響が見られ、西洋産の自由・平等・人權の尊重などが強調される時代になっている。このレベルの議論になると、文明と文明の力関係の問題になる。世界の多くの地域は、過去三百年間西洋文明の「文明の原理」の影響を受けて来た。しかし今後の世界、二十一

世紀は太平洋圏の世紀だと言われている⁵³。交通通信機関の目覚ましい発達により、おそらくは今後の世界は純粋に東洋産とか西洋産とか言えない混淆した文化になってくるだろう。その時、トインビー流に言えば、日本的「付加物を剝離」したモラロジが、普遍的道德の一つとして提唱されるべきであろう。

「広池博士と西洋との係わり」の項を終えるにあたって、「広池博士の西洋に対する態度」をまとめてみよう。前にも記したように、お若い時から西洋に対して好奇心は持っておられたこと、たとえばその地方の教員仲間であらう。初めて洋服を購入したとか、恵まれない英語教育の環境の中にあっても英語を勉強しようとする志と努力を捨てなかったこと、長じて東洋学を専門とするに至ったが、たえず英語（そしてドイツ語）の文献をも参照にしていたことが注目される。しかし所謂「西洋かぶれ」には程遠い愛国者であった。それでは国粹主義者かと言うと、そうでもない。広池博士は晩年、昭和九年（一九三四）九月三十日認めた湯浅宮内大臣宛の書簡に次のように書いている。「彼の固陋なるいわゆる日本精神の復活教育のごときは、或いはかえって我が国家を危うく致す憂いなきにしもあらず候⁵⁴」。「国粹主義者でない証拠は、モラロジという名前にもうかがえる。これは *morals* ラテン語の道德と *logos* *logos* というギリシア語の学問を結びつけた合成語であり、いわばギリシア・ローマ文明起源の言葉で出来ている。また心理学の起源を語る時でも、プラトン・アリストテレスから始まると、西洋文明の源流に対して敬意を払うことを忘れていない⁵⁵。

このように西洋の学問に敬意を払ってはいるが、同時に東洋にある価値に大いなる自信と誇りをもっていた。西洋に対して東洋を紹介せんとする志は若いころから持っていた。たとえば明治三十五年、『支那文典』の原稿をたずさえアメリカに渡航せんとしたのもその表われで、その時もアメリカに学びに行くというよりは、アメリカに『支那文典』を伝えるためであった。モラロジが出来てからも、欧米に渡航せんとする計画を、昭和四年、

六年とくわしく樹てているが、次ぎに最もその態度を明らかにしていると思われる一節を引用してみよう。

従来、東洋人が欧米を遊歴するは、彼地の光輝ある文明もしくは文化につきて、なにものかを学ばんとするのが唯一の目的でありました。しかるに今回、私の欧米遊歴の目的は、まったくこれと異なるのであります。すなわちかの欧米においては、その研究の主要なる資料を欠いているところの、世界諸聖人の思想と事蹟とに一貫する学問上および道德上の原理を（註）闡明し、もって人類進化の眞の根本的方法を彼地の学者、識者および一般人に開示して、その考慮を煩わさんとするためであります。（中略）しかして、その準備の整い次第、本年（昭和六年（一九三一年））夏季には、日本を出発して、まず米國に渡り、次に英國に渡り、次に欧州大陸に渡り、学界ならびに實際社会に向かつて当該諸聖人の実行と科学の結論とに立脚するところの、新思想および新道德の注入を試みるつもりであります。（傍線筆者）⁵⁶

これは、昭和六年（一九三二）二月、大阪毎日新聞社長本山彦一氏宛の広池博士の書簡原稿であるが、真にその意気や壮なりというものがある。これは欧米に学びに「留学」するのではなく、欧米にモラロジを教えに行こうという、いはば「伝道」(mission)の決意の表白である。ここにペリペティア (Peripetia)、すなわち役割の逆転への意図がみられる。大げさに言えば、聖徳太子以来、日本史に絶えて無かったことである。しかしながら、一九三一年という、一九二九年十月のウォール街に始まった大恐慌が、アメリカから全世界に波及した年である。トインビーがその『国際問題大観一九三一年』の冒頭ラテン語で *Annus Terribilis 1931*⁵⁷ すなわち「恐ろしい年一九三一年」と書き、西洋の社会組織が全崩壊する危機にあると書いた年である。六月にはフーバー大統領は各国にドイツ賠償および各国政府間の戦債の一年間モラトリウム（支払猶予）を勧告するフーバー・モラトリウムがあり、九月にはイギリスが金本位制を停止、影響が各国に波及して恐慌が深刻化していく⁵⁸。さらに同じ九月の

十八日、十九日には、柳条溝事件がおり、満州事変の勃発となる。⁽⁵⁹⁾

広池博士が「もし」前に引用せる計画通り、一九三二年夏から欧米に行かれるようなことになっていたら、その頃の日本の国際政治上の窮地に陥っていたことと、西洋の経済的混乱からみて、大変な御苦労をすることになっていただろう。ところが昭和六年は大正四年から教えて二十年目に当り、神に大患の年から二十年の延命を願ったその期限がきれる年である。その年の五月奇しくも博士の体調が悪化した。そこで洋行はとり止めということになった。その代りにということの結果としてなったが、柳条溝事件の三日後の昭和六年九月二十一日、大阪毎日新聞社の講堂で、新渡戸稲造博士の紹介を受けて、モラロジによる社会教育の第一声を発したのである。私には、広池博士の洋行計画が病気が重なって中止になったことも、神の御守護によってとさえ思える。たゞ広池博士御自身によるモラロジをひっさげての直接的西洋体験の機会はついに失われてしまった。そしてこの事業は、博士の御遺志を承ぐ後世の者のなすべきことになった。

広池博士はその後も、「西方への志」は止むことなく、完成は見なかったが、『道德科学の論文』の英訳事業の続行、昭和十二年には *Morology* ⁽⁶⁰⁾ という英文小冊子発行、*The Japan Advertiser* ⁽⁶¹⁾ の紹介記事など、モラロジを西洋へ伝えようとする理想の実現に精進された。即ち、西洋を受容もされたが、それを自家業籠中のものにしてから、新しい創造をして西洋にそれを伝えようとする努力、最近の言葉で言えば、受信型から発信型に転換していかれたのである。

明治維新以来百二十年、日本は欧米に学び、模倣し、追いつこうとして来た。ギリシア・ローマ・西欧文明という単系の発展史観を鵜呑みし、「アジア的停滞」と自己を卑下し、第三世界を蔑視した時期もこれまでであった。世界の文明史は、そのような一面的な発展史観ではとらえることは出来ない。ここに比較文明学が現代に要請さ

れる所以がある。近代化即西欧化とばかりは言えない時代が来つ、ある。アジア・第三世界の台頭は大きく、新しい世界史のうねりが世界中に波及しつ、ある。

昭和六十三年は、広池千九郎博士没後五十年である。それでは博士は過去の人であろうか。否。日本と東洋の伝統に深く根ざしながら、西洋の学問を採り入れ、東西文化の統合をモラロジに託し、それを世界に伝えんとされた博士の生きざまを文明的に見るとき、博士の真価が発揮されるのは過去というよりは、むしろ、未来にこそあると申すべきであろう。

〈注〉

(1)山本武夫『研究日本史』(旺文社、昭和四十九年、五十三
年十刷)四〇〇ページ。

(2)例えば森鷗外の年譜と比較して見れば、両者の青少年時代の教育環境の差は歴然たるものがある。鷗外は五歳にして村田久兵衛に論語を学び、六歳にして米原佐に孟子を学び、七歳にして津和野藩藩校養老館へ四書の復読に通う。八歳養老館へ五経の復読に通う。また父静男(津和野藩典医)にオランダ文典を学ぶ。九歳、養老館に左

国史漢の復読に通い、夏、室良悦にオランダ文典を学ぶ。十歳、父と共に上京、西岡邸に寄寓、進文学社に通い、ドイツ語を学ぶ。(中略)十九歳、東京大学医学部卒業、二十二歳(明治十七年)から二十六歳(明治二十一年)

までドイツ留学、衛生学を学ぶ。(以下略)

右のような鷗外の学歴は幕末から明治にかけての日本人の享受出来た最高の教育の一つであった。

(3)川澄哲夫編・鈴木孝夫監修『資料日本英学史2英語教育論争史』(大修館、一九七八)二一―三二ページ及び四七―五八ページ。

(4)前掲書、二七ページ及び八〇―八四ページ。

(5)前掲書、二九ページ及び八五―九〇ページ。

(6)小堀桂一郎『若き日の森鷗外』(東京大学出版会、一九六九、一九八三、第七刷)二五六ページ。及びトク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』上(岩波文庫、一九七九年)四七ページ。

- (7) 著者不詳「広池千九郎伝」広池博士記念館蔵。
- (8) 広池博士記念館に *Sander's Union Fourth Reader* (1863) 他三冊、初級、中級の古い英語の教科書が残されているが、いずれも広池博士の手沢本ではないようである。別人の署名や筆跡があるからである。どうしてこれらが記念館に所蔵されているか不詳。なお余談ながら、上記の「サンダーズ ユニオン第四読本」は明治十年大学予備門の入学試験問題の範囲に入っていたが、今の高校二年程度の英語であった。(物郷正明『洋学の系譜 江戸から明治へ』研究社、一九八四年刊、二三九ページ参照)
- (9) 広池千九郎『道德科学の論文』の付録、佐藤巖「広池博士の学問上に於ける経歴」(旧版)二二ページ。
- (10) 山田小太郎の名は「中津歴史」(『広池博士全集』第一巻、三一八ページ)にある。またこの人は後年、当時の地名で朝鮮全羅南道榮山浦にいたとある。広池千九郎遺稿(以下遺稿と略す)「知人住所姓名録」明治四十五年推定。なお井坂秀雄編『山田小太郎先生』(学仏会、昭和十五年)参照。
- (11) 『広池千九郎日記』第一巻(広池学園出版部、昭和六十年)、二〇二ページ。
- (12) 前掲書、二二三ページ。
- (13) 前掲書、二二二ページ。

- (14) 前掲書、二八二ページ。
- (15) 前掲書、三三三ページ。(参考)ロシアのピーター大帝はロシア国粹主義者の髭を切って欧化のシンボルとしたことを私は想起する。Reinhard Bendix, *Kings or People: Power and the Mandate to Rule* (University of California Press, 1978), p. 500 及び Arnold J. Toynbee, *A Study of History, Illustrated* (Oxford University Press, 1972), p. 382 を見よ。一九八〇年代後半、中共の要人までが背広を着はじめたことも注目してよい現象である。西洋の周辺文明になると、風俗、習慣まで西洋化する。周辺文明については、山本新著 神川正彦・吉沢五郎編『周辺文明論——欧化と土着』(刀水書房、一九八五)を参照。
- (16) 『広池千九郎日記』第一巻、六四二ページ。
- (17) 遺稿「出版お届け」明治二十二年。
- (18) 佐藤巖、前掲書、五二二ページ。
- (19) 前掲書、七二八ページ。
- (20) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年第一刷、一九八四年第六刷、二二六―二二七ページ及び三八七―三八七ページ参照。本書の初版は一九一六年(大正五年)であるがこの岩波文庫の底本には著者生前刊行の最終版(有斐閣大正十五年第八版)を使用している。
- (21) 遺稿「日記」(仮題)、明治二十五年推定。

- (22) 佐藤巖、前掲書、一七二ページ。遺稿「余の歩み」(し道)昭和十年参照。
- (23) 『支那文典』(『広池博士全集』第二巻、八五三―八五四ページ)。
- (24) 佐藤巖、前掲書、六七―六九ページ。
- (25) 同上、四一―四四ページ。
- (26) 『論文』②一一六ページ。
- (27) 佐藤巖、前掲書、一八二ページ。
- (28) 同上、一九二ページ。
- (29) 欠端実編『天理図書館所蔵廣池博士寄贈図書目録』モラロジー研究所研究部、一九七八。
- (30) 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館、昭和三十二年、巻四、四五三ページ。
- (31) 『広池博士全集』第三巻、二一九ページ。
- (32) 同上、二一九―二二〇ページ。
- (33) 同上、三三二―三〇五ページ。
- (34) 新井白石著、宮崎道生校注『新訂西洋紀聞』東洋文庫一―三、平凡社刊、昭和四十三年初版、一六一―一七二ページ及び四四六―四五六ページ参照。
- (35) 前掲書、四五四―四五五ページ。匡廓は版本の枠。
- (36) 前掲書、四五四―四五五ページ。
- (37) Albert M. Craig ed., *JAPAN: A Comparative View*

- (Princeton University Press, 1979), p. 6. Craig の "Introduction" 中の指摘。
- (38) 前掲の Craig の "Introduction" 及び同書所収の Marius B. Jansen, "On Foreign Borrowing," pp. 18-48 参照。
- (39) 『鷗外全集』第三十四巻、二二四―二二五ページ。
- (40) 『漱石全集』第八巻、『それから』七五―七六ページ参照。日本の創造性開発が期待される。
- (41) 望月幸義編『広池博士記念文庫洋書分類目録』研究ノート、第六十七号。
- (42) 『鷗外全集』第七巻、四二二―四四二ページ。特に四二七―四二八ページ参照。
- (43) 『鷗外全集』第四巻、四五七―四八二ページ。
- (44) 『鷗外全集』第七巻、一―一三ページ。
- (45) 『漱石全集』角川書店、昭和三十六年、第九巻。山本新『周辺文明論——欧化と土着』、二二二―二四〇ページ参照。
- (46) 『鷗外全集』第十九巻、一三八―一四〇ページ参照。(但しミレーの「晚鐘」は広池博士の好まれた西洋の名画である。)
- (47) 『漱石全集』岩波書店、第十八巻『文学論』八―九ページ。
- (48) Aristotle, *The Poetics* (Loeb Classical Library), pp. 8-9.
- (49) 『吉川幸次郎全集』(筑摩書房、昭和四十四年)第十九

巻「五二一六」ページ。

(50) いかなる宗教的遺産も本質的要素と偶然的付加物(聖地・礼拝様式・タブー・社会的因襲・神話・言語)との結合からなっている。本質的なものをとり出すことがこの「社」A.J.Toynbee, *An Historian's Approach to Religion* (Oxford University Press, 1979), 2nd ed., Chap. 19, pp.261-283. 邦訳では、深瀬基寛訳『一歴史家の宗教観』(社会思想社、一九五九)第十九章、三八九〜四一七ページ参照。

(51) 『日本憲法淵源論』(『広池博士全集』第四巻、三九三〜三九四ページ)。なお国王と人民の主権の問題については、前掲(5)のBendix, *Kings or People* が参考になる。

(52) 『広池博士全集』第四巻、三九九ページ。

(53) *Newsweek*, Feb. 22, 1988, pp. 8-23. 中5ヵ行、トビタ Arnold J.Toynbee, *Survey of International Affairs 1920-1923* (Oxford University Press, 1925), pp.418-421ページの洞察が見られる。

(54) 『広池千九郎日記』第五巻、一九三二ページ。

(55) 『論文』②三二一〜三二二ページ。

(56) 『モラロジー研究所所報』第十巻第五号、一〇一〜一〇二ページ、一九六五年(昭和四十年)八月。原資料は広池千九郎遺稿。

(57) Arnold Toynbee, *Survey of International Affairs 1931* (Oxford University Press, 1932), p. 1.

(58) *Ibid.*, p. 111.

(59) *Ibid.*, pp. 438-443.

(60) The Institute of Moralogy, *Moralogy* (Kogane-machi, Chiba-Ken, 1937).

(61) 昭和十二年九月二十四日の新聞。"Japanese Philosopher founds new school of Moral Science"の見出しの下に上記の *Moralogy* の書籍をめぐって、広池博士の経歴、モラロジーの内容を詳しく紹介している。筆者はF. H. Lee氏。